

「令和3年度 沖縄修学旅行説明会 in 中国地方」招聘に係る交通費の助成交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、沖縄県と一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー（以下「OCVB」という。）が開催する「令和3年度 沖縄修学旅行説明会 in 中国地方」に招聘する学校関係者への交通費助成に関する必要な事項を定める。

(目的)

第2条 「令和3年度 沖縄修学旅行説明会 in 中国地方」へ招聘する学校関係者に対し、参加に係る交通費を助成し来場を促進することで、沖縄修学旅行を実施する学習効果や新たなコンテンツの紹介など幅広く情報を発信し、沖縄修学旅行の継続実施学校の定着、新規校の開拓を目的に新たな誘客プロモーションを開展する。

(対象者)

第3条 助成の対象となる者は、「令和3年度 沖縄修学旅行説明会 in 中国地方」の参加を目的とする、次の各号いずれかに該当するものとする。

- (1) 学校関係者
- (2) その他 OCVB が必要と認めたもの

(助成条件)

第4条 「令和3年度 沖縄修学旅行説明会 in 中国地方」へ参加することを助成対象の条件とする。

(対象経費)

第5条 助成の対象となる経費は、次のとおりとする。

- (1) 片道 10,000 円を上限とした交通費とし、条件については、下記のとおりとする。
 - ① 交通機関は、路線バス、JR、私鉄、地下鉄等の鉄道関連とする。
 - ② 対象区間は、原則学校の最寄り駅または、参加者の自宅から「沖縄修学旅行説明会 in 中国地方」会場の最寄り駅やバス停までの往復とする。但し、広島市内からの参加については対象外とする。
 - ③ 原則として移動距離 100km 未満の場合は普通運行料金とし、100km 以上の場合は特別急行料金（指定席可）を支給する。※グリーン車は対象外
ただし、昨今の「新型コロナウイルス感染症」による授業確保の業務調整等によっては、時間効率を鑑み、OCVB にて必要と認める書類（特別急行料金申請書 様式第4号）の提出をもって、移動距離 100km 未満での特別急行料金（指定席可）の支給も可能とする。

(交付申請)

第6条 助成を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を OCVB に提出しなければならない。

- (1) 交通費助成申請書（様式第1号）

提出期限：令和3年12月21日（火）15:00〆切

提出方法：原本郵送またはメール（PDF）にてご提出

※押印されたものが有効であり、押印のない書類は受け付けない。

(2) 修学旅行の実績資料（過去3年）※修学旅行実施時の行程表など

提出期限：令和3年12月21日（火）15:00〆切

提出方法：原本郵送またはメール（PDF）にてご提出

(3) その他 OCVB が必要と認める書類

※提出書類の内容に変更があった場合は、速やかに OCVB へ報告すること。

(交付の決定)

第7条 OCVB は、前条に規定する申請があった場合は、その内容の審査を行い、助成の可否を決定し、

その旨を当該申請したものに通知しなければならない。

なお、予算額を超過した場合は提出期限を前に申請を締め切ることとする。

(申請の取下げ)

第8条 申請者は、前条の規定による決定通知後、申請の取下げがあった場合は、別途理由書を作成し、OCVB に提出しなければならない。

(1) 前項の規定による申請の取下げがあった場合は、当該申請に係る助成金等の交付の決定はなかったものとみなす。

(実績報告)

第9条 第7条において、通知を受けたものは本催事参加後、速やかに、次の各号に掲げる書類を添えて報告しなければならない。

(1) 実施報告書（様式第2号）

提出方法：原本郵送にてご提出

(2) 鉄道を利用したことが確認できる証憑

例：鉄道利用料金の支払いが分かる領収書などの写し

提出方法：原本郵送にてご提出

2 上記書類は、「沖縄修学旅行フェアおよび説明会」事務局へ提出すること。

3 実施報告書（様式第2号）は押印をされたものが有効であり、提出方法は原本郵送にて受付とする。

(助成金の支払)

第10条 前条に規定する実績報告があったときは、OCVB にて当該実績報告に係る書類等の審査を行い、交付すべき助成金の額を確定し、交通費助成確定通知書（様式第3号）を通知する。

申請者は通知書の確定金額（助成額）を元に請求書を提出すること。

(交付決定の取消)

第11条 OCVB は、次の各号に該当した場合は、助成の決定を取り消すことができる。

(1) 第10条に挙げる書類を提出しない場合。

(2) 決定内容またはこれに付した条件に違反した場合。

(3) 虚偽の申請その他不正の行為により助成金が交付された場合。

(4) その他 OCVB が適当でないと認めた場合。

(返還命令)

第12条 OCVB は、虚偽の申請その他不正の行為により助成金が交付された場合は、返還を命ずることができる。

(調査)

第13条 OCVB は、必要に応じて助成対象者に対し、当事業が正しく行われているかどうか調査することができる。調査に協力できない場合、または、調査した内容と申請内容に違いがみられる場合は、既に交付した助成金の全額または一部を返還させることができる。

(その他)

第14条 その他定められていない事項については、沖縄県と OCVB が協議し決定する。

附 則

この要綱は、令和3年11月11日から適用する。

＜お問合せ・ご提出先＞

〒901-0152 沖縄県那覇市字小禄 1831 番地 1 沖縄産業支援センター2階

一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー

受入事業部 受入推進課 教育旅行チーム 李／西表／神谷／恩田

TEL : 098-859-6125 FAX : 098-859-6222 E-mail : shuryo@ocvb.or.jp